

## 箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する変更協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、平成22年3月1日付けで締結し、平成31年3月29日付けで変更協定書を締結した箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する協定について、次のとおり変更協定を締結する。

第5条第1項中「平成22年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成22年4月1日から令和4年3月31日」に改める。

第6条第2項に定める箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書について、  
1. 業務の細目等（1）「⑦ 製袋機を活用した日中活動又は生産活動を実施すること。」を「⑦ 製袋作業による日中活動又は生産活動を実施すること。」に改め、同項（2）「⑤ 製袋機を活用した生産活動を実施すること。」を「⑤ 製袋作業による生産活動を実施すること。」に改める。

第24条第1項の表を次のように改める。

期 間	指定管理料
平成22年4月1日から平成23年3月31日	52,087,000円
平成23年4月1日から平成24年3月31日	52,087,000円
平成24年4月1日から平成25年3月31日	52,087,000円
平成25年4月1日から平成26年3月31日	43,713,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日	43,713,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日	43,713,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日	43,390,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日	43,390,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日	43,390,000円
平成31年4月1日から令和2年3月31日	43,792,000円
令和2年4月1日から令和3年3月31日	44,194,000円
令和3年4月1日から令和4年3月31日	44,194,000円

第25条第1項に次の表を加える。

【令和2年度から令和3年度】

施設名称	支払月	指定管理料	備考
あかつき園	4月	5,524,250円	前金払い
	10月	5,524,250円	同上
ワークセンター ささゆり	4月	16,572,750円	同上
	10月	16,572,750円	同上

本変更協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎



乙 箕面市瀬川三丁目3番21号

社会福祉法人あかつき福祉会

理事長 永田吉治

